

## 郡山市税条例における市民税の減免規定の運用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号。以下「条例」という。）第40条の2第1項に規定する減免及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。）に基づく事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

### (減免基準)

第2条 条例第40条の2第1項各号に規定する者の市民税の減免（以下「減免」という。）については、別表に定めるところにより行うものとする。ただし、当該減免の申請に係る市民税が既に納付されている場合は、当該納付されている市民税は、減免しない。

2 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第7条第1号に規定する免除（以下「免除」という。）は、条例第40条の2第1項第2号の別表に定める基準に準じて判断する。

### (申請)

第3条 条例第40条の2第2項に規定する減免、施行令第3条に規定する免除の申請は、個人市県民税減免・森林環境税免除申請書（第1号様式）又は法人市民税減免申請書（第2号様式）により行うものとする。

### (調査)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに当該申請に係る調査を行い、個人市県民税減免・森林環境税免除調書（第3号様式）又は法人市民税減免調書（第4号様式）を作成する。

2 前条の規定により申請を行った者（以下「申告者」という。）は、前項の調査に協力しなければならない。

### (申請の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による調査により減免又は免除の申請を承認し、又は不承認したときは、申告者に対し個人市県民税減免・森林環境税免除承認（却下）通知書（第5号様式）又は法人市民税減免承認（却下）通知書（第6号様式）により通知する。

### (申請の却下)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免又は免除の申請を却下する。

- (1) 申告者が蓄財、援助又は保険金、損害賠償金等による補填により税負担に耐えられると判断できるとき。
- (2) 申告者が虚偽の申請をしたとき。
- (3) 提出書類等に不備があり、事実確認が困難なとき。

### (減免の適用範囲)

第7条 減免は、第3条に規定する申請書を受理した日から7日を経過した日以後に到来する納期に納付すべき当該7日を経過した日の属する年度分の市民税について適用する。

### (減免事由消滅の申告)

第8条 条例第40条の2第3項の規定による減免の事由の消滅の申告は、個人市県民税減免事由消滅申告書（第7号様式）又は法人市民税減免事由消滅申告書（第8号様式）により行うものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、減免を承認した者の減免の事由が消滅したときは、減免の事由が消滅した日以後に到来する納期分に係る市民税について、減免を取り消すものとする。ただし、市長が減免が必要と認める事由があるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により市民税の減免を取り消したときは、申告者に対し、個人市県民税減免取消通知書（第9号様式）又は法人市民税減免取消通知書（第10号様式）により通知する。

(減免額の変更)

第10条 市長は、減免を承認した者の個人市民税が、所得の更正等により税額が変更になったときは、変更後の所得を基準に第2条の規定により算定し直す。

2 見積所得により減免を受けた者は、減免を受けた後において見積所得が変更となる場合は、直ちに市長に個人市県民税減免変更申告書（第11号様式）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申告書を受理したときは、変更後の見積所得を基準に個人市県民税減免変更調書（第12号様式）を作成し、第2条の規定により減免額を算定し直す。

4 市長は、第1項又は前項の規定により個人市民税の減免額を変更したときは、当該納税義務者に対し個人市県民税減免変更通知書（第13号様式）により通知する。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。



		3,000,000 円 を 超 え 4,500,000 円 以下で、 減免の申請をする年の 見積所得が当該合計所 得金額の10分の3を超 え10分の5以下である 者	の5	
		前年の合計所得金額が 3,000,000 円 を 超 え 4,500,000 円 以下で、 減免の申請をする年の 見積所得が当該合計所 得金額の10分の5を超 え10分の7以下である 者	10分 の4	
		前年の合計所得金額が 4,500,000 円 を 超 え、 減免の申請をする年の 見積所得が当該合計所 得金額の10分の3以下 である者	10分 の5	
		前年の合計所得金額が 4,500,000 円 を 超 え、 減免の申請をする年の 見積所得が当該合計所 得金額の10分の3を超 え10分の5以下である 者	10分 の4	
		前年の合計所得金額が 4,500,000 円 を 超 え、 減免の申請をする年の 見積所得が当該合計所 得金額の10分の5を超 え10分の7以下である 者	10分 の2	
条例第40条の2 第1項第3号に 規定する学生及 び生徒	賦課期日現在において地方税 法（昭和25年法律第226号。 以下「法」という。）第314の 条2第1項第9号の勤労学生		10分 の10	身分確認証

	である者のうち、前年中における所得金額が所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する額以下であるもの			
条例第40条の2第1項第4号に規定する公益社団法人及び公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号に規定する公益社団法人若しくは同条第2号に規定する公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人（法第296条第3項に規定する収益事業を行うものを除く。）		均等割額の10分の10	事業報告書及び収支決算書
条例第40条の2第1項第5号に規定する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体（法第296条第3項に規定する収益事業を行うものを除く。）		均等割額の10分の10	事業報告書及び収支決算書
条例第40条の2第1項第6号に規定する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（法第296条第3項に規定する収益事業を行うものを除く。）		均等割額の10分の10	事業報告書及び収支決算書

その他条例第40条の2第1項第7号に規定する特別の事情がある者	その他市長が特に減免が必要と認める者		市長が適当と認める割合	市長が必要と認めるもの
---------------------------------	--------------------	--	-------------	-------------

## 個人市県民税減免・森林環境税免除申請書

年      月      日

郡山市長

申請者      住所

氏名

郡山市税条例第40条の2第2項、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第3条の規定により、市民税の減免・森林環境税の免除を申請します。

納税義務者	住 所		
	氏 名		
減免（免除）を受けようとする税目	個人市県民税      ・      森林環境税		
減免（免除）を受けようとする税額	年 度	税 額	
	年度	個人市県民税	円
		森林環境税	円
減免（免除）申請の事由			

注   （別添）所得状況等申立書を添付すること。

(別添)

## 所得状況等申立書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所  
氏名

私の所得等の状況は、下記のとおりです。

前年の合計所得金額	円
今年の見積所得金額	円 (収入金額 円)
援助可能な家族等	なし ・ 配偶者 ・ 親 ・ 子 ・ その他 ( )
本人の預貯金等	75万円未満 ・ 100万円未満 ・ 125万円未満 ・ 150万円未満 ・ 150万円以上
扶養者の数	なし ・ 1名 ・ 2名 ・ 3名 ・ 4名 ・ 5名以上
資産の状況	なし ・ 家屋敷のみ ・ 家屋敷の他 ( )
保険金、損害賠償金等 (病気・けがによる申請の場合のみ記入)	なし ・ あり (金額 : 万円)
その他	

※該当するところに○を付けるか、金額等を記入してください。





## 個人市県民税減免・森林環境税免除調書

年 月 日

郡山市長

職名

氏名

郡山市 \_\_\_\_\_ に係る  
減免（免除）申請に基づき調査した結果を次のとおり復命します。

納税義務者及び 家族の収入状況	
家族の状況	
事業等の状態	
本人及び家 族の健康状態	
社会保 障の状 況	
医療費又は 雑損失の金額	
そ の 他	
( 意見 )	

# 法人市民税減免調書

年 月 日

郡山市長

職名 氏名

に係る減免申請に基づき調査した結果を次のとおり復命します。

営業状況		
収入状況		
その他		
(意見)		
管理番号	個人コード	摘要

個人市県民税減免・森林環境税免除承認（却下）通知書

住所

氏名

様

年 月 日付で申請のあった市県民税の減免・森林環境税の免除については、次のとおり決定しましたので通知します（減免事由が消滅したときは、直ちにその旨を申告してください。）。

年 月 日

郡山市長



(単位：円)

減免（免除）税額の所属年度	年 度									
承認（却下）の対象税目	個人市県民税 ・ 森林環境税									
区 分	年 税 額				特 別 徴 収 税 額	普 通 徴 収 税 額				
	均等割	所得割	森林環境税	計		第1期	第2期	第3期	第4期	随時
当初課税額										
減免（免除）税額										
差引税額										
承認・却下の事由										
備 考	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>									

郡山市指令税第 号

法人市民税減免承認（却下）通知書

所在地  
 法人名  
 代表者氏名 様

年 月 日付で申請のありました法人市民税の減免について次のとおり決定しましたので通知します。（なお、減免事由が消滅したときは、直ちにその旨を申告してください。）

年 月 日

郡山市長



管理番号		課税額	
年度	年度	減免額	
事業年度	年 月 日から	差引納付	
	年 月 日まで	すべき額	
承認・却下の事由			
備考	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		

## 個人市県民税減免事由消滅申告書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

市民税の減免を受けていた事由が次のとおり消滅したので、郡山市税条例第40条の2第3項の規定により申告します。

納税義務者	住所		
	氏名		
減免を受けていた税額	年度	当初課税額	減免額
	年度		
減免を受けていた事由			
減免を受けた事由が消滅した事由			



郡山市指令税第 号

個人市県民税減免取消通知書

住所  
氏名 様

年 月 日付け郡山市指令税第 号により承認された市県民税の減免については、次のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

郡山市長



減免税額の所属年度	年 度								
	年 税 額			特 別 徴 収 税 額	普 通 徴 収 税 額				
区 分	均等割	所得割	計		第1期	第2期	第3期	第4期	随時
当初課税額									
減 免 税 額									
取り消しする減免税額									
取 消 後 課 税 額									
取 消 事 由									
備 考	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>								



郡山市指令税第 号

## 法人市民税減免承認取消通知書

所在地

法人名

代表者氏名

様

年 月 日付け郡山市指令税第 号により承認された市民税の減免について、次のとおり取り消したので通知します。

年 月 日

郡山市長

印

管理番号	年度	年度
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	取り消しする減免税額
取消しの事由		
備考	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この判決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	

## 個人市県民税減免変更申告書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

市民税の減免を受けていた事由が次のとおり変更したので、郡山市税条例における市民税の減免規定の運用に関する要綱第10条第2項の規定により申告します。

納税義務者	住 所		
	氏 名		
減免を受けていた税額	年 度	当 初 課 税 額	減 免 額
	年度		
減免の変更を申請する事由	前年合計所得額	減 免 申 請 時 見 積 所 得 額	変 更 申 請 時 見 積 所 得 額

# 個人市県民税減免変更調書

年 月 日

郡山市長

職名 氏名

郡山市 \_\_\_\_\_ に係る  
減免変更申告に基づき調査した結果を次のとおり復命します。

納税義務者及び 家族の収入状況	変更前	
	変更後	
家族の状況	変更前	
	変更後	
事業等の状態	変更前	
	変更後	
本人及び家族 の健康状態	変更前	
	変更後	
社会保険 等の状況	変更前	
	変更後	
医療費又は 雑損失の金額	変更前	
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	
( 意見 )		

## 個人市県民税減免変更通知書

住所  
氏名 様

年 月 日付け郡山市指令税第 号で通知した市県民税の減免について次のとおり変更したので通知します。

年 月 日

郡山市長

印

減免税額の所属年度		年 度									
区 分		年 税 額			特 別 徴 収 税 額	普 通 徴 収 税 額					
		均等割	所得割	計		第1期	第2期	第3期	第4期	随時	
当 初 課 税 額	変更前										
	変更後										
減 免 税 額	変更前										
	変更後										
差 引 税 額	変更前										
	変更後										
変 更 事 由											
備 考	<p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについては、1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、郡山市を被告として（訴訟において郡山市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、1又は2の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>										